

広島県告示第四百九十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和八年四月二十三日

広島県知事 横 田 美 香

告示番号		平成二十八年広島県告示第二百六十九号				
所在地		広島県広島市安佐北区可部町大字桐原地内				
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因	土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因	
	桐原川支川一八（二二四六）	土石流		桐原川支川一八（二二四六）	土石流	
	桐原川支川一九（二二四七）	土石流		桐原川支川一九（二二四七）	土石流	
	桐原川支川一八（二二四六隣）	土石流		桐原川支川一八（二二四六隣）	土石流	
	桐原川支川一四（六二七）	土石流		桐原川支川一四（六二七）	土石流	
	根谷川支川八八（二二三八）	土石流		根谷川支川八八（二二三八）	土石流	